

# リース取引の法制化に関する審議について

## 公益社団法人リース事業協会

### はじめに

法制審議会<sup>1</sup>に設置された担保法制部会においては、2021年4月13日以降、担保法制の見直しに関する検討が進められてきました。

その検討事項の一つとして、法務省から、リース取引を「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」として法制化するという提案が示されました。

当協会は、当該提案がリース取引に負の影響を及ぼすものであるとの強い懸念から、これに断固として反対する基本方針の下、法制委員会（委員長：山田 周一 芙蓉総合リース株式会社本社審議役）を中心に、部会による意見聴取への対応や意見書の作成・提出等の活動を行ってまいりました。

こうした活動の結果、2024年12月18日に開催された担保法制部会第50回会議において、法務省は当該提案を取り下げる旨を説明しました。一部の委員からは、リース取引の法制化を進めるべきとの意見が出されましたが、最終的に法務省による提案の取り下げが了承されました。

リース取引の法制化については、これまでに法制審議会の関係部会において三度にわたり審

図表1 リース取引法制化に関する法制審議会関係部会の審議

部会	内容
倒産法部会 (1996年～1999年)	<b>【倒産法における取扱い】</b> 倒産法制の整備に関する審議の中で、リース契約の倒産法上の取扱いが論点の一つとして掲げられた。中小企業等の再建を目的とした新再建型手続きの整備が最優先課題とされたことからリース契約に関する具体的な審議がされずに終了した。
民法(債権関係)部会 (2009年～2015年)	<b>【民法の典型契約に関する検討】</b> ファイナンス・リース契約を民法の典型契約として規定するか否かの検討が行われた。新種の契約として規定する提案がされた後、民法の賃貸借の一類型とする提案がされたものの、いずれも多くの反対意見が示されたことから典型契約に規定する提案が取り下げられた。
担保法制部会 (2021年～2025年)	<b>【担保法制に関する検討】</b> 中小企業等の資金調達の多様化を目的として、担保法制の整備に関する検討が行われた。その論点の一つとして、リース取引を担保取引として位置付けることが議論されたが、リース取引の法制化の背景としては、資金調達の多様化ではなく、ユーザー倒産時の取扱いの明確化である。リース取引を担保取引として法制化することに賛否両論があり、法制化の提案が取り下げられた。

1 法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議する機関です。

議が行われましたが、いずれの検討においても、リース取引が法制化されることはありませんでした（図表1参照）。

本稿では、これまでのリース取引の法制化に関する審議の経緯及び担保法制部会における検討内容を整理した上で、当協会の見解を説明します。

## 1. これまでのリース取引の法制化に関する審議の経緯

### (1) 倒産法部会

法制審議会は、倒産法制全体の見直しを行うため、1996年10月に倒産法部会を設置し、会社更生、和議、会社整理、破産、特別清算の処理手続きの見直しに向けた検討を開始しました。

同部会は、1997年12月、これまでの審議内容を取りまとめた「倒産法制に関する改正検討事項」（以下「検討事項」といいます。）を公表し、各方面からの意見を求めました。

検討事項においては、リース契約等の新種契約<sup>2</sup>について、「取引当事者の一方が倒産した場合の当該契約の取扱いについて、種々の解釈論が主張されており、（倒産法制において）立法的手当てが必要」と指摘される一方で、新種契約を倒産法制に規定する場合、その契約の定義をすることが必要となることから、「新種契約には様々な態様のものがあるため、どのように定義するか」が論点として示されました。

しかしながら、その後、同部会は、中小企業の倒産事件が急激に増加していることを背景として、中小企業等の再建を目的とした倒産処理手続き（新再建型手続き）の整備を最優先課題とされたことから、リース契約を含む新種契約に関する具体的な審議は行われませんでした。最終的に、「民事再生手続（仮称）に関する要綱案」（1999年7月）等が取りまとめられ、審議は終了しました。

### (2) 民法（債権関係）部会

民法の施行から110年余が経過する中、2009年10月、法務大臣は法制審議会に対し、「民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化に対応し、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要がある」との諮問を行いました。これを受けて、法制審議会は民法（債権関係）部会を設置しました。

同部会の審議は、2009年11月から開始され、民法（債権法）改正検討委員会<sup>3</sup>が作成した「債権法改正の基本方針」等を基に進められました。この基本方針においては、ファイナンス・リース契約を民法の典型契約とすること（以下「典型契約化」といいます。）が提案されていました。

同部会は、2011年5月に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」を公表し、ファイナンス・リース契約を新種契約として典型契約化する提案を行い、これに対するパブリック・

---

2 民法に定められた売買・賃貸借等の典型契約とは異なる契約を意味します。契約自由の原則により、社会のニーズに応えるための契約であり、公序良俗等に反しない限り、その契約は有効なものとして取り扱われます。

3 2006年10月に発足した学識経験者による研究グループであり、社団法人商事法務研究会（現在、公益社団法人商事法務研究会）に事務局が設置されましたが、法務省担当官も参加しており、部会の検討のベースとなる試案の検討が行われました。

コメントを募集しました。これに対して当協会は、すべてのファイナンス・リース契約において契約書が用いられており、取引ルールとして典型契約とする必要はなく、むしろファイナンス・リース契約に負の影響を及ぼすものである旨の意見を提出しました。また、経済団体や弁護士会等からも、典型契約化に反対する意見が寄せられました。

その後、2012年5月には、ファイナンス・リース契約を新種契約とする提案に代えて、民法の「賃貸借」にファイナンス・リース契約の規定を設けるという法務省提案が示され、2013年3月には、この提案を盛り込んだ「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が部会より公表されました。当協会は、引き続き、典型契約化に反対する見解を表明しました。

同部会は「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（2014年8月）及び「同要綱案」（2015年2月）を作成しましたが、法務省提案に対して多くの関係者から疑問の声が上がったこともあり、典型契約化の提案は、要綱仮案及び要綱案のいずれにも盛り込まれることはなく、ファイナンス・リース契約の典型契約化は見送られる結果となりました。

## 2. 担保法制部会の審議

### (1) 担保法制部会の設置

担保法制の見直しに関する法務大臣の諮問第114号（2021年2月10日）「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」を踏まえ、法制審議会に担保法制部会（部会長：道垣内 弘人 専修大学大学院法務研究科教授、以下「部会」といいます。）が設置されました。

部会の審議は、2021年4月13日から開始されましたが、その検討は「動産・債権を中心とし

図表2 担保法制の見直しにおける検討事項の例（第1回部会資料）

<p>第1 基本的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>多様な資金調達手法を整備し、不動産担保や保証に過度に依存しない融資を促進する必要があるとの認識が高まっているが、在庫などの動産や売掛債権などの債権を担保の目的として活用することが考えられる。政府の成長戦略等においても、制度整備の必要性への言及がされている。</li><li>一方、民法には設定者が所有する動産の占有を維持したまま、これを担保の目的とすることを予定した規定や設定者が将来取得するものを含む複数の動産や債権を一体として担保の目的としたりすることを予定した規定は民法に存在しない。</li><li>譲渡担保や所有権留保は専ら判例によってルールが形成されているが、判例はあくまで個別事案の解決を目的とするため、その射程がどこまで及ぶかは必ずしも明確でないことも多く、法的安定性に欠ける。</li><li>法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、動産や債権を目的とする担保を中心として、担保に関する法制の見直しが必要だと考えられる。</li></ul> <p>（第2～第8 略）</p> <p>第9 ファイナンス・リース</p> <ul style="list-style-type: none"><li>いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リースについて、その実質は貸手が借手に対して金融上の便宜を付与するものであるとされていることを踏まえ、貸手が有する担保の実体的効力、対抗要件、実行方法や倒産法上の取扱いについて規定を置くことが考えられるが、どのように考えるか。</li></ul>
---

た担保法制に関する研究会報告書」で示された担保法制に関する提案<sup>4</sup>を基礎として進められました。

第1回部会の資料(図表2参照)においては、「いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース」の法制化に関する検討を行うことが示されました。

## (2) 担保法制部会の審議(前半)

第11回部会(2021年12月27日)から、ファイナンス・リース取引の法制化に関する具体的な検討が開始されました。中間試案が公表されるまでの間に、第11回、第24回、第27回、第28回の計4回の審議が行われました(図表3参照)。

当協会は、ファイナンス・リース取引の法制化に関する理論的な問題点や負の影響等を整理し、部会関係者への理解を求める活動を行った結果、ファイナンス・リース取引の法制化に反対または慎重な検討を求める意見が部会の審議に反映され、第28回部会においては「規定を設ける要否」との表現に留まりました。

図表3 リース取引の法制化に関連する部会の審議(前半)

部会会議	審議概要
第11回 (2021年12月27日)	法務省からファイナンス・リースの定義(フルペイアウトのファイナンス・リース取引を想定)、利用権を担保とする規律の導入等が示された。
第24回 (2022年9月6日)	フルペイアウトのファイナンス・リース取引の定義や利用権を担保とする独自の規律を導入等が示された。
第27回 (2022年10月27日)	フルペイアウトのファイナンス・リース取引に関する <b>規定を設ける方向</b> で、具体的な要件等の検討を行うことが示された。
第28回 (2022年11月8日)	フルペイアウトのファイナンス・リース取引に関する <b>規定を設ける要否</b> 、具体的な要件等の検討を行うことが示された。

## (3) 中間試案

部会は、これまでの審議内容を整理し、2023年1月20日、「担保法制の見直しに関する中間試案」(以下「中間試案」といいます。)を公表し、パブリックコメントを募集しました。

中間試案では、ファイナンス・リースについて、「その経済的実態としては、リース貸主がリース借主に対してリース物件を買い受けるための資金を融資し、それをリース料の支払を通じて回収するという金融取引としての側面を有する」との認識に基づき、ユーザーが有するリース物件の利用権をリース会社に担保提供するという構成(以下「利用権構成」)が提案されました(図表4参照)。

当協会は中間試案に対し、「リースは賃貸借を中核とする取引であり、リース業界全体で資源循環に取り組んでいる中、ファイナンス・リースを積極的に金融取引と関連付けようとする動きには強い違和感を覚える」旨を述べた上で、法制化による具体的な問題点を挙げ、ファイ

4 2019年3月~2021年3月に開催された学識経験者による研究グループであり、公益社団法人商事法務研究会に事務局が設置され、法務省担当官も参加しています。報告書では、ファイナンス・リース取引について、「動産・債権以外の財産を目的とする担保」として、法制化することが示されていました。

ナンス・リース取引の法制化に断固反対する旨の意見書を提出しました。

関係各所からも意見書が提出され、産業界に加え、東京弁護士会もファイナンス・リース取引の法制化に反対する旨の意見書を提出しました。法曹界からは幾つかの賛成意見も示されましたが、その中には利用権構成に反対する意見も含まれており、利用権構成がコンセンサスを得ているとは言いがたい状況でした。

また、パブリックコメント期間中の第30回部会（2023年2月14日）において、担保法制部会による当協会への意見聴取が実施され、法制委員会 山田 周一 委員長及び協会事務局が参考人として出席し、当協会の意見説明及び質疑応答に対応しました。

**図表 4 中間試案におけるファイナンス・リース取引に関する提案**

<p><b>第28 ファイナンス・リース</b></p> <p><b>1 ファイナンス・リースに関する規定の要否及び在り方</b></p> <p>次のような特徴を有する契約において利用権を設定した者が有する権利を担保権として取り扱うものとする規定を設けることの要否、その具体的な要件や方式について、引き続き検討する（注）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①利用権設定者が利用権者に対し、目的物の使用収益を認容するものであること</li><li>②利用権者が利用期間に利用権設定者に対して支払う利用料の額が、目的物の取得の対価、金利その他の経費等相当額を基に算出されていること</li><li>③利用権者による目的財産の使用及び収益の有無及び可否にかかわらず利用料債権が発生すること</li></ul> <p>（注）いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リースについては金融の目的であるとみなすとの考え方もあり得るが、厳密な定義が可能か否かも含めて、検討する。</p> <p><b>2 対抗要件</b></p> <p>利用権設定者は、特段の要件なく、利用権に設定した担保権を第三者に対抗することができるものとする方向で、引き続き検討する。</p> <p><b>3 実行方法</b></p> <p>(1)利用権に設定した担保権の実行方法（注）として帰属清算方式による私的実行を認め、この方法による場合の実行方法は、利用権設定者は利用権者に対して利用権を消滅させる旨の意思表示をしなければならないものとするほか、新たな規定に係る動産担保権の帰属清算方式による実行と同様とする。</p> <p>(2)利用権に設定した担保権の実行方法（注）として処分清算方式による私的実行を認め、この方法による場合の実行方法は、新たな規定に係る動産担保権の処分清算方式による実行と同様とする。</p> <p>（注）利用権設定契約の債務不履行解除を別途認めることとするか、認めた場合の解除の法的効果をどのようにするかについて、引き続き検討する。</p> <p><b>4 倒産法上の取扱い</b></p> <p>(1)利用権設定者を、破産手続及び再生手続における別除権者（破産法第2条第10項、民事再生法第53条）として、更生手続における更生担保権者（会社更生法第2条第11項）として、それぞれ扱うものとする。</p> <p>(2)ア 利用権に設定した担保権の実行手続を民事再生法上の担保権実行手続中止命令（同法第31条）の対象とする。 イ 現行の担保権実行手続中止命令（民事再生法第31条）に加えて、担保権の実行手続の開始前に発令されるものとして、担保権実行手続禁止命令の規定を設け、利用権設定型担保権の実行手続をその対象とする。</p> <p>(3)利用権者についての倒産手続開始の申立てによって利用権者が利用権を喪失するという効果をもたらす特約の有効性については、私的実行が可能な他の担保権に関する規定と同様の規定を設けるものとする。</p> <p>(4)利用権設定型担保権を、破産法、民事再生法及び会社更生法上の担保権消滅許可制度の適用の対象とする。</p>
---

#### **(4) 担保法制部会の審議（後半）**

中間試案のパブリックコメントの後、第32回部会（2023年4月25日）から審議が再開され、同部会で配布された資料では、「ファイナンス・リースについては、明文規定を設けることの

要否について、追って検討する予定である」と示され、リース取引の法制化<sup>5</sup>に関しては、以下の6回の部会で継続して議論されました（図表5参照）。

図表5 リース取引の法制化に関連する部会の審議（後半）

部会会議	法務省の提案内容
第37回 (2023年9月19日)	法務省からリース取引の法制化に関する「新たな提案」が示された。この提案は、リース取引に関する「独自の規律は設けない」としつつ、リース取引への適用を想定した推定規定が設けられている。
第43回 (2023年12月18日)	「新たな提案」から推定規定を削除した「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約の特例」を設けることが示された。推定規定を削除したとしても、リース取引への適用を想定した提案であることから、当協会及び日本自動車リース協会連合会は参考人として部会に出席し、「リース取引の法制化に断固として反対する。」旨の意見を述べた。
第44回 (2024年1月23日)	資料「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台2」の検討が行われたがリース取引の法制化に関する議論は行われていない。リース取引への適用を想定した提案は、「第5 債権譲渡担保契約の効力」の「6 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の対抗要件の特例」等に記載されている。
第45回 (2024年2月13日)	リース取引の法制化に関する審議は予定されていなかったが、委員（学者）からリース取引の法制化を求める意見が出された。これに対して、法務省担当官より、「これまでの審議の経緯もあり、第44回部会提案の内容を変えずに、今後、法制化するか否かの議論を行う。」旨の発言があった。
第49回 (2024年11月5日)	当協会は参考人として部会に出席し、法務省提案に対する問題点を指摘した。日本商工会議所・経済産業省・中小企業庁より、リース取引の法制化に反対する旨の意見が示された。
第50回 (2024年12月18日)	リース取引を法制化する提案が取り下げられた。

第37回部会（2023年9月19日）において、法務省はリース取引の法制化に関する新たな提案を提示しました。この提案では、利用権構成を採用し、「動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約」（以下「動産利用権担保契約」といいます。）を導入することが示されました。また、「ファイナンス・リース契約について、その定義や実体的効力等についての独自の規律は設けない」としつつも、リース取引への適用を想定した推定規定が併せて示されました（図表6参照）。

その後、第43回部会（2023年12月18日）において、当協会及び一般社団法人日本自動車リース協会連合会に対する意見聴取が行われました。両協会は、新たな提案がリース取引に対して負の影響を及ぼすものであるとして、断固反対する旨の意見を表明しました。

続く第44回部会（2024年1月23日）では、新たな提案のうち、推定規定の部分（図表6の(4)）を削除した修正案が示されました。その後、第49回部会（2024年11月5日）において、当協会に対する3回目の意見聴取が実施されました。

また、当協会の意見（利用権構成は中小企業の会計制度に影響を与える）を補強するため、明治大学大学院 弥永 真生 教授による調査研究成果「リース取引の会計処理－リース取引に

5 中間試案までは、ファイナンス・リース取引の法制化が議論されていましたが、第37回部会以降、ファイナンス・リースに関する独自の規律を設けないとされたことから「リース取引の法制化」と表記します。

『動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約』が含まれる場合<sup>6</sup>を、本誌2024年9月号に掲載し、関係各所に配布しました。

その後、第50回部会（同年12月18日）において、法務省からリース取引の法制化に関する提案を取り下げる旨の説明がなされました。一部の委員からは法制化を進めるべきとの意見も出されましたが、最終的に法務省提案の取り下げが了承され（図表7参照）、これをもってリース取引の法制化に関する審議は終了しました<sup>7</sup>。

図表6 新たな提案（第37回部会）

注：補注は当協会が挿入

<p><b>第1 個別動産の利用権を担保の目的とする契約についての取扱い</b></p> <p>1 ファイナンス・リース契約について、その定義や実効的効力等についての独自の規律は設けないものとする。</p> <p>2 動産の利用権の対価の支払債務（補注：リース料の支払債務）を担保するため、当該利用権に担保権を設定する場合に関する次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。</p> <p>(1) 利用権を目的とする譲渡担保権が設定された場合において、その被担保債権（補注：リース料債権）が、担保権設定者（補注：ユーザー）が担保権者（補注：リース会社）からその利用権を取得するための対価の支払義務に係る債権であるときは、その担保権の設定は、民法第467条の規定に従った通知及び承諾がなくても、第三者に対抗することができるものとする。</p> <p>(2) (1)の譲渡担保権の私的実行においては、目的である利用権の評価額は、帰属清算の通知等【又は第三者への処分】の時の目的動産の価額から利用期間が満了した時の当該目的動産の見積価額を控除した額と推定する。</p> <p>(3) (1)の契約について、所有権留保契約における倒産開始申立特約の効力に関する規律を適用する。</p> <p>(4) 当事者の一方（補注：リース会社）が、その所有する動産について相手方（補注：ユーザー）のために一定期間（以下「利用期間」という。）の利用権を設定する一方、相手方（補注：ユーザー）は、当該動産を使用及び収益することができるかどうかにかかわらず、利用期間の全部に対応する利用権の対価（補注：リース料）を支払う義務を負うこと、対価の支払の不履行があったときは、所有者（補注：リース会社）は利用権を消滅させ、（利用権の負担の消滅による）当該動産の価格の増加をもって未払の対価の弁済に充てることが合意された場合は、対価の支払義務を被担保債権とし、利用権を目的とする譲渡担保権が設定されたものと推定する。</p>
---

6 「リース取引が債権譲渡担保契約が含まれるとした場合、ファイナンス・リース取引以外の動産のリース取引またはレンタル取引の会計処理は影響を受けないと考えられる。他方、ファイナンス・リース取引については、「動産利用権」と「リース負債」が計上される。これまで、動産利用権を目的財産とする譲渡担保という法律構成を前提としてリース取引の会計は考えられてこなかったことから、かりに、リース取引を念頭において、動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約が民法または特別法に規定された場合には、これまで定着していたリース取引の会計処理に関する議論が巻き起こる可能性がある。」と結論が示されています。

7 担保法制の見直しに関する要綱案は、第51回部会（2025年1月28日）に取りまとめられ、その後、法制審議会第201回会議（同年2月10日）で原案どおり採択され、直ちに法務大臣に答申されました。法務省は、この答申を受けて、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案」を国会に提出し、同法案は同年5月30日に可決・成立、同年6月6日に公布されました（官報号外第125号）。

図表7 担保法制部会資料49「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台4」(抜粋)

7—動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の対抗要件の特例【P】

(説明)

1 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権については、確定日付のある証書による通知又は承諾なくして第三者に対抗することができること、動産の引渡しを受ければ私的実行が終了するなどの動産譲渡担保権に関する規律を適用することを提案した。これは、ファイナンス・リースを念頭に置き、①担保取引であること、②担保権の目的は動産の所有権ではないこと、③私的実行をすることができること、④確定日付のある証書による通知又は承諾がなくても破産管財人等の第三者に担保権を対抗することができることを全て成立させる明確な法律構成がないことから、このような法律構成を提供することができる制度を創設しようとするものであった。すなわち、①から③までと整合的に当事者の合理的意思を解釈すれば、現行法の下でも、動産利用権を目的とする債権譲渡担保権であると性質決定すべき取引が存在していると考えられる。しかし、債権譲渡担保権であることと④は両立しない。そこで、上記のような法整備を行うことにより、①から④までの全てを明快に説明することを可能とし、併せて、引渡しを受けることによって2週間の経過を待たずに実行が終了することとしたり、引渡命令を活用し得るとすることにより、私的実行の利便性を高めようとしたものである。

2 これに対しては、第49回部会においても、前記のような提案が実現すれば、①リース会社の残リース料債権は別除権付き債権となり、大幅な債権カットが予想されることから、リース会社はユーザーの与信判断を慎重に行うことになること、②中小企業のリース取引の会計上の扱いが貸借として処理されていることの妥当性について議論が生ずる可能性があることなどを理由として反対する意見があった。

しかし、繰り返し述べているとおり、前記の提案は、現在のファイナンス・リースの法的性質を決定したり変更したりするものではなく、現行法上も動産利用権を目的とする譲渡担保と性質決定される取引を対象とするものである。したがって、その適用対象となる取引に基づくリース会社の債権は、現在でも、ユーザーが倒産すれば別除権付き債権等と扱われるものであり、前記の提案により、それに基づく債権が倒産法上別除権付き債権等と扱われる取引の範囲が拡大するものではない。

また、会計基準についても、前記の提案は、現状の取引の法的性質を変更するものではないから、現状において動産利用権を目的とする譲渡担保と性質決定される取引が貸借として処理されており、かつ、それが適切なものとして認められているのであれば、前記の提案が実現したとしても同様に適切な会計処理として認められるはずである。

以上からすれば、前記の提案により、ユーザーについて倒産手続が開始した場合にリース会社の残リース料債権が大幅にカットされることや、会計基準の妥当性について議論が生ずる可能性があることなどについては、その合理性には疑問がある。

3 もっとも、現時点においても部会においては前記1の提案については賛否が分かれている状況であり、部会のコンセンサスが得られる見込みは乏しい。また、前記1の提案は、動産利用権を目的とする譲渡担保権において、債権譲渡担保権の原則に比べて担保権者を有利に扱う提案であるが、担保権者の立場にあることが想定されるリース事業者から反対が示されている。そこで、本文においては前記1の提案を取り上げないこととした。

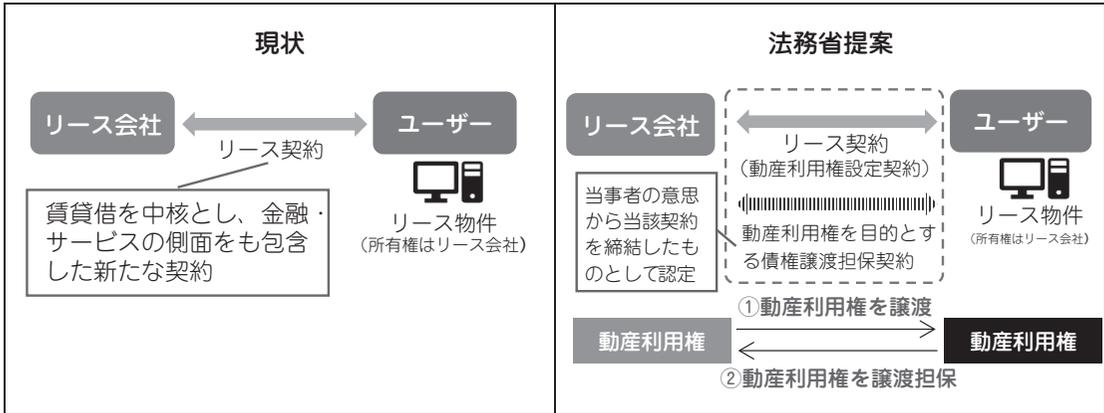
補注：法務省の説明は、リース取引を「動産利用権を目的とする債権譲渡契約」として取り扱うことを前提としています。当協会及び当協会にご発言いただいた学者・弁護士の見解と異なります。

### 3. 法務省提案に対する当協会の見解

法務省は、前述のとおり、リース取引を担保取引として位置付けるため、利用権構成を採用し、「動産利用権担保契約」の導入を提案しました(図表8参照)。

しかしながら、この提案にはいくつかの重大な問題点が存在します。当協会は、これらの問題点について、これまで関係各所に提出してきた意見書において繰り返し指摘してきましたが、部会において十分に議論されたとは言えません。

図表8 現状と法務省提案



### (1) 適用範囲が不明瞭

「動産利用権担保契約」とは、「動産を一定の期間にわたり利用する権利（動産利用権）を債権譲渡担保契約の目的とする場合において、当該債権譲渡担保契約が、動産利用権の設定に係る対価の支払債務を担保するためにされたもの」と定義されています（担保法制部会資料42「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台2」）。

動産利用権は、すべての貸借型取引（リース、レンタル、シェアリング等）において発生するものと考えられますが、どのような取引が動産利用権担保契約に該当するかについては、「当事者の意思から認定できる場合」と説明されています<sup>8</sup>。

しかしながら、ほとんどのユーザーは、リース取引等の貸借型取引の契約を締結する際に、動産利用権担保契約を同時に締結する意思を有しておらず、具体的にどのような事実があれば「当事者の意思を認定できる」のかについて、明確な基準は示されていません。したがって、法務省の提案は、適用範囲が極めて不明瞭であると指摘せざるを得ません。

### (2) 会計制度への波及

多くの中小企業において、リース取引は、中小企業の会計に関する基本要領<sup>9</sup>等に従い、「賃貸借」として会計処理されています。当協会は、部会の当初より、こうした会計制度への影響を一貫して懸念してきました。

企業は、私法上の取引に基づき、日々、会計処理及び税務処理を行っており、税制や中小企業向けの会計制度も、私法上の取引形態に基づいて構築されています。そうした中で、リース取引への動産利用権担保契約の適用が「当事者の意思で認定された場合に限る」とされていても、リース取引等の貸借型取引が動産利用権担保契約として構成されるという法的解釈が示さ

8 法務省 笹井 朋昭 大臣官房参事官発言（第37回会議議事録）

9 「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すもの」として、2012年2月1日に制定されました。

れば、中小企業における「賃貸借」としての会計処理の妥当性に疑義が生じる可能性があります。

法務省は、担保法制部会資料49「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台4」において、「会計基準についても、前記の提案は、現状の取引の法的性質を変更するものではないから、現状において動産利用権を目的とする譲渡担保と性質決定される取引が賃貸借として処理されており、かつ、それが適切なものとして認められているのであれば、前記の提案が実現したとしても同様に適切な会計処理として認められるはずである」との見解を示しています。

この見解について、明治大学大学院の弥永真生教授に見解を伺ったところ、「会計は法的形式も重視していることを見過ごしている」との指摘がありました。

## さいごに

部会におけるリース取引の法制化の議論は、利用権構成に基づいて進められましたが、この構成自体について部会内で明確なコンセンサスが形成されていたわけではないことは、議事録からも読み取ることができます<sup>10</sup>。

利用権構成は、一部の学説や下級審判例において示された見解ではありますが、判例の中でも「技巧的である」<sup>11</sup>との評価がなされており、部会での議論は、そのような構成を前提とした立法化には限界があることを浮き彫りにしたものと考えられます。

以上

---

10 「利用権の担保という形の捉え方自体については、必ずしも法制審の委員、幹事の皆さんも一致しているわけではないと思いますし、また、参考人の方々も、そのように決め付けてしまうというのには違和感があって、ほかの法制度との間で不整合が生じる、ないしは大幅な調整の必要が生じるという問題があるのではないかというふうな御指摘を頂いた。」(道垣内 弘人 部会長発言 第43回会議議事録)、「法律構成自体が、利用権の担保だというふうにした場合も、利用権という債権を担保目的で譲渡しているというものなのかどうかというのは、ちょっと分からないなと思っておりますけれども、規定としては、本来設けるべきではなからうかと思っておりますので、残念だということだけ申し上げたいと思います。」(沖野 眞巳 委員発言 第50回会議議事録)

11 東京地裁平成15年12月22日判決